

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好

2 請求年月日

令和7年2月20日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

長坂隆司に対し金2,176,820円の損害賠償請求あるいは返還請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人は、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成員である。

(イ) 長坂隆司

長坂隆司は、現職の和歌山県議会議員であり、受領した政務活動費の一部を違法・不当に支出している相手方である（以下「長坂議員」という。）。

イ 政務活動費（公金）の受領及び支出

長坂議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項まで及び和歌山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号。以下「県条例」という。）に基づき、県から交付され受領した政務活動費のうちから、公開される収支報告書の広聴広報費のところでは県政報告あるいは県政レポートというが、公開されない領収書では長政研レポートとする印刷、発送、ポスティング等の代金（以下「長政研レポート印刷代等」という。）に、2019（以下、西暦下二桁記載）年度654,720円、20年度405,895円、21年度441,659円、22年度350,918円及び23年度に323,628円を支出している。合計2,176,820円。

ウ 長政研レポート印刷代等への政務活動費支出の違法・不当

(ア) 長坂議員が政務活動費から支出したとする前記イ記載の各年度の各金員を記載した政務活動費収支報告書には、県政報告とか県政レポートと記載されているので、それ限りでは、その対象が長政研レポートであり接分しているということが分からないが、対象が長政研という政治団体のレポートであり、当該レポートの印刷代等の経費について、長政研と按分し、10分の7に政務活動費を充当支出したというものである。

(イ) 政治団体のレポートであるのに、10分の3しか負担していない長政研は、長坂議員が代表者を務める長坂政策研究会（以下「長政研」という。）という政治団体であると認められる。従って、政治資金収支報告書が和歌山県選挙管理委員会に提出しているが、それによる支出に後述するとおり10分の3が計上し

ていることも認められる。しかし、長政研は、長政研レポートを機関誌とする発行事業を行い、次のとおりそれに伴う事業収入があり、支出を差し引いても大幅な収益が存する。

a 収入

19 年 1,220,000 円、20 年 1,060,000 円、21 年 1,118,000 円、22 年 981,000 円、23 年 881,000 円。

合計 5,260,000 円。

b 支出

19 年 311,423 円、20 年 138,888 円、21 年 173,955 円、22 年 194,549 円、23 年 150,394 円。

合計 969,209 円。

なお、当該各支出は、対象期間が年度（4/1 から 3/31）である政務活動費で代金の 10 分の 7 を支出した長政研レポート印刷代等の経費について、各経費ごとの支出日から年（1/1 から 12/31）に振り分け該当する年の経費として、代金の 10 分の 3 を支出しており、概ね、政務活動費の支出報告とに齟齬がない支出とみなせるものである。

c 収益

19 年 908,577 円、20 年 921,112 円、21 年 944,045 円、22 年 786,451 円、23 年 730,606 円。

合計 4,290,791 円。

(ウ) 前記収益は、前記支出の政務活動費の負担割合の 10 分の 7 は 2,261,488 円に相当するが、その約 2 倍という収益を得ていることになる。

(エ) このように、長政研レポートの発行経費に政務活動費を充当することによって、充当した政務活動費を超える大幅な収益を長政研にもたらしめているという事実からすると、それはもはや、政務活動費の長政研への環流に他ならない。

よって、政務活動費を長坂議員自ら代表者を務める長政研に還流させることは、県条例の目的外支出であって、当該各年度の各支出は違法・不当である。

エ 不当利得請求と知事の真正怠る事実

長坂議員は、上述したとおり政務活動費を違法・不当に支出し、もって、各年度に支出した各金員を不当に利得しており、県はそれらの同等額の損害を被っている。

オ 知事の真正怠る事実

本件の場合、県条例第 10 条第 4 項により、不当利得返還義務が発生することを明確にしており、知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

カ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、法第 242 条第 1 項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

ア 19 年度から 23 年度までの政務活動費収支報告書及び領収書等の写し

イ 19 年から 23 年までの長政研の収支報告書の写し

第 2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 7 年 2 月 26 日に受理を決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人から、法第 242 条第 7 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

4 監査委員監査の実施

議会事務局に対し、令和 7 年 3 月 24 日に法第 242 条第 5 項の規定に基づく監査委員監査を実施した。

第 4 監査の結果

1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から、次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

ア 政務活動費制度については、法第 100 条第 14 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、また、同条第 15 項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を議長に報告するものとする。」と規定されている。

イ 上記アの規定を受け、本県では、「県条例」及び「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）を制定しており、その主な内容は以下のとおりである。

（ア）政務活動費は、議会の議員及び会派に対し交付され、議員に係る政務活動費は、月額 270,000 円を交付する（県条例第 5 条第 1 項）。

（イ）議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、

事務費及び人件費とし、このうち「広聴広報費」の内容は「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である（県条例第2条関係別表第2）。

- (ウ) 知事は、毎年度4月10日までに政務活動費の交付を受けようとする議員について議長から通知を受けたときは、当該年度に係る政務活動費の交付決定を行う。また、知事は、当該決定を受けた議員から毎四半期に属する最初の月の20日までに当該決定に係る政務活動費の請求があったときは、政務活動費を交付する。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとされている（県条例第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項）。
- (エ) 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（県条例第11条第1項）。
- (オ) 議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第4条）。
- (カ) 知事は、政務活動費の交付を受けた議員からその年度に受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（県条例第10条第4項）。
- (キ) 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（規程第6条）。
- (2) 長坂議員が提出した収支報告書の各年度における収入額及び支出額
- ア 令和元年度政務活動費（令和元年5月から令和2年3月までの分）
- 収入額 2,970,000 円
- 支出額 3,439,832 円（うち広聴広報費 654,720 円）
- イ 令和2年度政務活動費
- 収入額 3,240,000 円
- 支出額 3,413,880 円（うち広聴広報費 405,895 円）
- ウ 令和3年度政務活動費
- 収入額 3,240,000 円
- 支出額 3,481,264 円（うち広聴広報費 441,659 円）
- エ 令和4年度政務活動費
- 収入額 3,240,000 円
- 支出額 3,289,394 円（うち広聴広報費 350,918 円）
- オ 令和5年度政務活動費（令和5年5月から令和6年3月までの分）
- 収入額 2,970,000 円
- 支出額 2,816,905 円（うち広聴広報費 323,628 円）
- (3) 最終的に長坂議員に対し交付された各年度の政務活動費の額
- 上記(2)に記載の収支報告書をもとに最終的に長坂議員に対し交付された各年度の政務活動費の額は、令和元年度2,970,000円、令和2年度3,240,000円、令和3年度3,240,000円、令和4年度3,240,000円、令和5年度2,816,905円（残余额153,095円返還後）である。

(4) 政務活動費収支報告書修正依頼書（以下「修正依頼書」という。）の提出とその内容

令和7年3月3日に長坂議員から修正依頼書の提出があった。その内容は、支出額において、当該各年度の広聴広報費を全て0円とする内容である。

(5) 修正後における各年度の残余额

上記(4)の修正を受け、知事は県条例第10条第4項に基づき、各年度において交付を受けた政務活動費の交付額から支出額をそれぞれ控除したことにより発生した残余额について、令和7年3月3日に長坂議員に対し返還を求め、同月5日付け納付されたことが認められた。なお、各年度の収入額、支出額及び残余额は次のとおりである。

ア 令和元年度政務活動費（令和元年5月から令和2年3月までの分）

収入額 2,970,000 円

支出額 2,785,112 円

残余额 184,888 円

イ 令和2年度政務活動費

収入額 3,240,000 円

支出額 3,007,985 円

残余额 232,015 円

ウ 令和3年度政務活動費

収入額 3,240,000 円

支出額 3,039,605 円

残余额 200,395 円

エ 令和4年度政務活動費

収入額 3,240,000 円

支出額 2,938,476 円

残余额 301,524 円

オ 令和5年度政務活動費（令和5年5月から令和6年3月までの分）

収入額 2,970,000 円

支出額 2,493,277 円

既返還額 153,095 円

残余额 323,628 円

(6) 残余额合計

上記(5)に記載のとおり、令和元年度から令和5年度までの残余额の合計は、1,242,450 円である。

第5 監査委員の判断

- 1 県条例によれば、政務活動費は四半期ごとに交付されるが、その交付決定は年度ごとになされ、収支報告書の提出も年度ごとに行うこととされており、政務活動費のうち支出に充てなかった残余がある場合、返還を求めることとされている。

また、県条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものは定めておらず、事後に収支報告書を提出させて使途を明らかにさせる仕組みである。

これらに関して、判例では、条例に基づいて交付された政務活動費について、その収支報告書上の支出の一部が請求人の指摘するように仮に使途基準に適合しないものであっても、各年度において、収支報告書上の支出額の総額から使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回ることとならない場合には、当該政務活動費の交付を受けた議員は、県に対する不当利得返還義務を負わないと解するのが相当とされている（最高裁判所令和 3 年 12 月 21 日第三小法廷判決）。

2 これを本件についてみると、長坂議員より修正依頼書の提出があり、請求人の指摘する各年度の広聴広報費については、すべて金額が 0 円に修正されている。

また、これを受け、知事は県条例第 10 条第 4 項に基づき政務活動費の交付額から収支報告書の記載の支出の総額を控除することにより算出された各年度の残余额の合計 1,242,450 円について、返還を求め、同額が長坂議員から納付されたことが認められる。

同返還額は、請求人が違法・不当を指摘した広聴広報費の総額 2,176,820 円には満たないものの、前項で指摘した判例の趣旨によれば、長坂議員が返還義務を負うのは修正後の支出額と交付済みの政務活動費の差額（上記第 4 第 2 項（6）の残余额合計）に留まるものと判断できるから、上述の納付によりその差額の全額が返還された以上、長坂議員はもはや不当利得返還義務を負わないものと言える。

よって、請求人の指摘する政務活動費における広聴広報費に関して返還を求めるべき債権は既に存在しないものと認められるため、請求人が指摘するような知事が違法若しくは不当に財産の管理を怠っているという事実はなく、請求人の主張には理由はないため、主文のとおり判断する。